

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
011-811-1481
FAX 八一一九七五六



インボイスは出す側だけでなく受け取る側も大変

10月のスタート向けしっかいと対策を！

4月19日(水)インボイスの学習会を開催

CMでも放送され始めたインボイス制度、皆さんも聞く機会が増えてきたと思います。そのため、電話での問い合わせも増えてきました。

「インボイス制度よく聞くけど私関係ないよね？」
「取引先から、インボイス制度どうしますか？などのおたずねがきた」「インボイス、どうすればいい？」「登録したとしても、ただでさえ税金払うの大変なのに、消費税まで払えない」等のお話をよく聞きます。

また、家の前に自動販売機が置いてあるが設置した会社からインボイスを出してくださいといわれた」とか「インボイス対応のレジに変えませんか」等のセールスが来る等そういった話も聞きます。

そんな中、今年の10月から、インボイス制度が開始されるということで、もっと会員の皆さんにインボイス制度を知ってもらう機会として、今回の学習会が開催されました。

国税庁が配信している「フワチャンと学ぼう。インボイス制度」が流され、フワチャンのようにインボイス制度なんてわからない。と、いう人がたくさんいるという話から学習会がスタートしました。

インボイスの基本と経過措置を学習

インボイス制度とはなにか。適格請求書にほとんどな事項が記入されていないければならないのか。いつ登録申請すればいいのか。登録申請したらどうなるのか等、細かな説明がされました。

- ① 免税事業者からの仕入れに係る経過措置
- ② 小規模事業者にかかる税額控除に関する経過措置(2割特例)
- ③ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減

措置などの軽減措置があることも学習しました。

参加者からは、「外注の内7割がたはインボイスを発行してもらえそうだが、残りの3割はもらえないかもしれない。そんな時はどうすればいいか」といった質問も。

インボイスを発行してもらう方法・消費税分を引いて請求等を行う方法・取引をやめる方法。どれをとっても難しい選択を強いられること・・・
自分の事業形態を考えしっかい対応を
他の参加者も話を聞きながら領いたりなど真剣な面持ちで聞いていました。

登録したら、今年の10月1日〜12月31日までの申告納税の義務が来年度の確定申告の際に発生します。「消費税の申告書どうしよう」という声も聞かれました。

民商ではインボイスの実施中止の署名にも取り組んでいます。あわせて制度の実施に向けてはしっかいと対応を考えていく必要があります。

免税事業者を淘汰するような制度には反対の声を！
皆さんのご協力をよろしくお願ひします。



西村匡史税理士を講師に

電子帳簿保存法学習会

とき 6月1日(木) 午後7時〜
ところ シェイカスかすがい

第1会議室

「電子帳簿保存法」についての基本的な学習会を税理士法人・なごや経理の西村匡史税理士を講師に開催します。

4月から雇用保険料が上がります

昨年10月に上がったばかりの雇用保険料が4月からふたたび0.2%引き上げられます。引き上げの理由として新型コロナの影響が長引くことにより「雇用調整助成金の申請増加」と「失業手当の受給者の増加」

<令和5年度の雇用保険料率>
(赤字は変更部分)

業種	令和4年10月1日	令和5年10月1日	令和5年10月1日	令和5年10月1日	平均
総の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月1日〜)	1/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 森林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月1日〜)	1/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月1日〜)	1/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(表中の下段は令和4年10月〜令和5年3月の雇用保険料率)

春日井民主商工会 第57回定期総会

6月9日(金)午後7時から
会場 グリーンパル春日井101会議室

新型コロナの影響で通常開催になるのは4年ぶりになります。各支部の代議員と役員で構成・開催しますが、民商会員なら誰でも参加し発言することができます。多くの方の参加を呼びかけます。



毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎孝亀